

私立幼稚園等へ通う港区在住園児の保護者のみなさんへ 令和6年度補助金のお知らせ

保育料等に対する補助

港区では、私立幼稚園（私学助成園）等に通園する園児の保護者に対し、以下の補助金を支給しています。

1 施設等利用費

(1) 概要

幼児・保育教育無償化により開始した、私立幼稚園等に支払った保育料等に対する補助事業です。

(2) 月額（上限）

25,700円

2 保護者補助金

(1) 概要

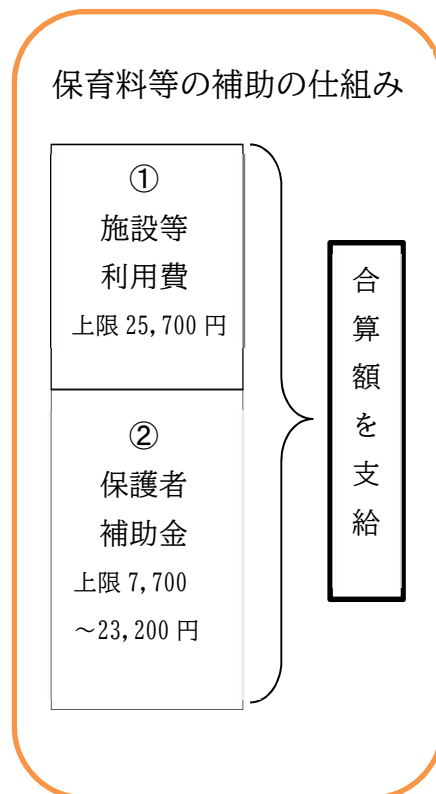
港区が独自に行っている補助事業です。世帯ごとに補助上限額が異なります。

(2) 月額（上限）

世帯ごとに「対象の子どもが第何子か」及び「所得割課税額」によって異なります。（詳細は下表参照）

(3) その他

入園年度のお子さんについては、補助上限金額を 30,000円 上乘せします。



保護者補助金金額表

所得割課税額 対象の子どもが 第何子か		生活保護 世帯	区民税非課税 世帯 ・ 区民税所得割 非課税世帯	77,100円 以下の世帯	211,200円 以下の世帯	211,201円 以上の世帯
第1子	月額	23,200円	20,200円 【23,200円】	13,100円 【20,200円】	7,700円	7,700円
第2子	月額	23,200円	23,200円 【23,200円】	18,100円 【23,200円】	13,000円	10,400円
第3子以降	月額	23,200円	23,200円 【23,200円】	23,200円 【23,200円】	23,200円	23,200円

※【 】内は、ひとり親世帯等の金額（ひとり親世帯等については、3ページ 注意事項④を参照）

申請締切日

令和6年7月31日（水）

～ 申請方法について ～

1 提出書類

【全員】施設等利用給付費交付申請書兼調書(表面)／
港区私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書(裏面)

マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請も可能です。

区 HP > 電子申請サービス > 子ども・家庭・教育 > 私立幼稚園
> 施設等利用給付費交付申請書兼調書、港区私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書



電子申請受付期間 6月17日(月)～7月31日(水)

【全員】口座番号が確認できる書類(通帳又はキャッシュカード)のコピー

※お名前、金融機関名、支店名と口座番号が確認できる面をコピーしてください。

☞申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要となります。

【該当者のみ】所得確認書類(父母どちらも必要)

4月～8月分 保護者補助金	令和5年度の住民税課税(非課税)証明書 ※令和5年1月2日以降、港区に転入された方のみ提出が必要です。
9月～3月分 保護者補助金	令和6年度の住民税課税(非課税)証明書 ※令和6年1月2日以降、港区に転入された方のみ提出が必要です。

☞住民税課税(非課税)証明書は、1月1日に住民登録のあった自治体で取得できます。

☞住民税課税(非課税)証明書は、特別徴収税額の通知書(写)及び特別区民税・都民税納税通知書(写)の提出をもって代えることができます。

2 提出方法・申請期限

区役所へ郵送または持参(持参の場合:区役所本庁舎7階710にて受付)

提出先 〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係 宛て

受付時間:8:30～17:15 問合せ先:03-3578-2111(内線2712, 2707)

～ 振込方法と時期について ～

補助金は、施設等利用費と保護者補助金の合算した額をご指定の口座に年2回に分けて振り込みます。

1回目（4月～9月分）及び2回目（10月～3月分）の入金スケジュールは次の通りです。

申請締切日	口座入金予定日
令和6年7月31日(水)必着	令和6年11月末～12月上旬
	令和7年3月末～4月上旬

※提出期限を過ぎてしまった場合は、令和7年2月28日(金)までに必ず提出してください。

～ 注意事項～

① 補助金を受けるためには、子育てのための施設等利用給付認定（1号認定もしくは2号認定）を受ける必要があります。まだ認定を受けていない方は、早急に子育てのための施設等利用給付認定申請書を提出して下さい。申請書は港区ホームページからダウンロードできます。

【申請書はこちら】

▶トップページ→子ども・家庭・教育→学校・幼稚園・教育→幼稚園→私立幼稚園→私立幼稚園等（私学助成園）に通う場合の手続き



② 令和6年度の住民税の申告をしていない場合には、補助金交付の対象となりません。

③ 補助金の支給後に転出・退園が判明した場合、支給した補助金の一部を返金していただく場合があります。

④ 保護者負担軽減の特例措置について（保護者補助金のみ）

【ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、そのほかの世帯】

- ・ 区民税非課税世帯・所得割非課税世帯は、第1子から月額23,200円を補助
- ・ 区民税所得割課税額77,100円以下の世帯は、第1子は月額20,200円、第2子以降は月額23,200円を補助

<該当世帯> ※ 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯

- ① 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ③ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- ④ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- ⑦ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
- ⑧ その他区市町村の長が①に準ずる程度に困窮していると認める者

※ ③～⑦は、在宅の者に限る

よくあるご質問

- Q 申請書を持参する場合は総合支所の窓口でも受付できますか？
A 総合支所の窓口では対応していません。郵送で送っていただくか、区役所本庁（芝公園）の7階教育委員会事務局(教育長室)までお持ちください。
- Q 年度途中で区外に転出した場合、いつまで補助を受けることができますか？
A 原則、転出日の前日まで港区の補助対象となります。
- Q 区外の私立幼稚園を利用していますが、補助金の対象となりますか？
A 港区に住民登録のある方でしたら、区外の私立幼稚園に通われているとしても港区の補助金の対象となります。
- Q 保護者のいずれか（父・母）が大使館等勤務のため課税証明書を取ることができません。どうしたらいいですか？
A 園児の属する世帯の構成及び収入等について把握する必要があるため、以下の書類を大使館に証明（公印付き）してもらったうえで添付してください。
①園児の氏名、生年月日、住所
②園児の家族全員の氏名、生年月日、住所、続柄
③園児の家族の収入（令和4年及び令和5年分）※日本円換算
- Q 海外にいたため、令和5年度及び令和6年度の課税証明書等を取ることができません。どうしたらいいですか？
A 令和4年及び令和5年一年間の所得を証明できるもの（給与明細等）のコピーを提出してください。
- Q バス代やPTA費、制服代は補助対象ですか？
A 補助対象となるのは、保育料や教材費、冷暖房費、施設整備費等で、バス代等の実費徴収するものについては、対象外です。
- Q 保護者のいずれか（父・母）が単身赴任等で港区内にいませんが、追加で提出しなければいけない書類等がありますか？
A 令和6年1月1日時点で港区にいない場合には所得確認書類（2ページの提出書類を参照）が必要です。